

- ウ 歯冠修復により隙を補綴した場合は、当該歯冠修復歯に△を付記すること。また、欠損でない1歯相当分の間隙のある場合に補綴を行った場合は、間隙を欠損とみなした傷病名とし、当該部位に△を記し、「摘要」欄にその旨を記載すること。
- エ 歯科矯正の病名の記載に当たっては、病名は主要な咬合異常の状態を記載し、併せて唇顎口蓋裂の裂型（顎変形症にあっては、頭蓋に対する上下顎骨の相対的位置関係の分類）等を記載すること。
- オ 齧歯多発傾向者の病名の記載に当たっては、病名はC管理中と記載し、歯冠修復治療を行った歯牙を記載すること。なお、歯式については、乳歯及び永久歯について、それぞれ記載すること。
- カ 齧歯に罹患している患者の指導管理に係る特定療養費を支給する患者の病名の記載に当たっては、病名はC特療と記載すること。
- キ 歯周疾患のメインテナンス治療に係る歯周疾患継続総合診療料を算定する患者の病名の記載に当たっては、病名と併せてP管理中と記載すること。
- ク 有床義歯長期調整指導料(I)又は(II)を算定した場合の病名の記載に当たっては、当該義歯が装着されている欠損病名に（長調）と表示すること。
- 例 7 + 7MT（長調）
- ケ 補綴物維持管理料を算定している保険医療機関において、補綴物維持管理料を算定した補綴物の再製作等（再装着、充填を含む。）を行う場合は、傷病名を「傷病名部位」欄に記載し、当該部位に対して補綴物維持管理料を算定した年月日及び補綴物の種類等を「摘要」欄に記載すること。
- コ 傷病名の記載に当たり、傷病名が当該欄に書ききれない場合は、「摘要」欄に記載すること。

(18) 「診療開始日」欄について

- ア 当該保険医療機関において、保険診療を開始した年月日を和暦により記載すること。ただし、傷病名部位欄が单一部位の場合であって請求に係る診療月において診療を開始し、かつ、同月中に治ゆ又は死亡したものについては、記載を省略しても差し支えないこと。
- イ 同月中に保険種別等の変更があった場合には、その変更があった日を診療開始日として記載し、「摘要」欄にその旨を記載すること。
- ウ 同一の患者に対する診療継続中に、当該保険医療機関において、開設者、名称、所在地等の変更があった場合については、当該保険医療機関の診療内容の継続性が認められて継続して保険医療機関の指定を受けた場合を除き、新たに保険医療機関の指定を受けた日を診療開始日として記載し、「摘要」欄にその旨を記載すること。

(19) 「診療実日数」欄について

- ア 括弧外、括弧内及び「摘要」欄に、それぞれ医療保険（健康保険、国民健康保険、退職者医療及び老人医療をいう。以下同じ。）、第1公費及び第2公費に係る診療実日数を記載すること。
なお、公費負担医療のみの場合の第1公費の診療実日数は、括弧内に記載すること。
ただし、第1公費に係る診療実日数が医療保険に係るものと同じ場合は、第1公費に係る診療実日数を省略しても差し支えないこと。また、第2公費がある場合において、当該第2公費に係る診療実日数が第1公費に係る診療実日数と同じ場合は、第2公費に係る診療実日数の記載を省略しても差し支えないこと。

- イ 入院外分については、診療を行った日数（開放型病院共同指導（I）及び病院歯科共同治療管理（I）を行った日数を含む。）を記載すること。
- ウ 電話等再診の実日数は1日として数えること。
なお、この場合、その回数を「摘要」欄に再掲すること。
- エ 同一日に初診及び再診（電話等再診を含む。）が2回以上行われた場合の実日数は1日として数えること。
なお、この場合、その回数を「摘要」欄に再掲すること。
- オ (18)のアのただし書きの場合、診療開始日の記載を省略しても差し支えないが、この場合においても、診療実日数は記載するものであること。
- カ 同一日に複数科を受診した場合の初診料・再診料を算定しない科に係る診療実日数については、初診料・再診料を算定しない日を含め実際に診療を行った日数を記載するものとする。
- キ 傷病手当金意見書交付料、訪問歯科衛生指導料等同一日に歯科医師の診療が行われない場合は、実日数として数えないこと。

(10) 「転帰」欄について

治ゆした場合には「治ゆ」の字句を、死亡した場合には「死亡」の字句を、中止又は転医の場合には「中止」の字句をそれぞれ○で囲むこと。

(11) 「初診」欄について

ア 診療時間内の初診又はかかりつけ歯科医初診（以下、初診という。）の場合には点数のみを記載し、時間外、休日又は深夜の場合は該当文字を○で囲み当該加算点数を記載し、初診時の紹介患者加算を算定した場合は「紹」の文字を○で囲み、病院である保険医療機関の場合は、その右側に1、2、3、4、5又は6と表示し、それぞれ加算点数を記載すること。

なお、時間外加算の特例を算定した場合は、通常の時間外加算と同様に記載し、「時間外」の字句の上に（特）と表示すること。また、電子計算機の場合は、全体の「その他」欄に（特）と表示し、点数を記載することとして差し支えないこと。以下、字句の上に略号を記載する場合について同様であること。

イ 初診時において乳幼児加算、障害者加算又は初診時歯科診療導入加算を算定した場合は、「乳」、「障」又は「障導」の項に当該加算点数を記載すること。

ウ かかりつけ歯科医初診料を算定した患者であって、治療計画に基づく一連の治療が終了した日から起算して2か月を超えた場合に、当該患者に再度のかかりつけ歯科医初診料を算定する場合には、「摘要」欄に当該患者の前回治療終了年月日を記載すること。

(12) 「再診」欄について

ア 再診又はかかりつけ歯科医再診（以下「再診」という。）があった場合には「再診」の項に点数及び回数を記載すること。なお、同日に2回以上の再診（電話等再診を含む。）がある場合には、「再診」欄の余白にその旨記載すること。

なお、電子計算機の場合は、その旨を「摘要」欄に記載することとして差し支えないこと。以下、余白に記載する場合について同様であること。

イ 時間外、休日又は深夜の場合は、該当する項にそれぞれ当該加算点数及び回数を記載すること。また、時間外加算の特例を算定した場合は、通常の時間外加算と同様に記載し、「時間外」の字

句の上に（特）と表示すること。

- ウ 乳幼児加算又は障害者加算を算定した場合は、「乳」又は「障」の項に当該加算点数及び回数を記載すること。なお、月の途中から乳幼児加算を算定しなくなった場合は、「再診」欄の余白にその旨記載すること。
- エ 歯科口腔衛生指導料、継続的歯科口腔衛生指導料又は歯周疾患指導管理料を算定した場合には、「指導」の項にそれぞれの所定点数（齲蝕多発傾向者に対して継続的指導を開始して1年間を経過した日以降の最初の診療日に効果判定を行い、新たな齲蝕の発生が認められなかった場合は、所定点数の100分の150に相当する点数を合計した点数）を記載し、歯科衛生実地指導料を算定した場合は「衛」の項に所定点数を記載することとし、また、初期齲蝕小窓裂溝填塞処置と併せて行った場合に係る加算については「+」の項に加算点数を記載する。書ききれない場合は、合計点数のみを記載し、それぞれの所定点数は「摘要」欄に記載しても差し支えないこと。また、継続的歯科口腔衛生指導料におけるフッ化物局所応用加算については、「F」の項に当該加算点数を、フッ化物洗口指導加算については、「洗」の項に当該加算点数を記載すること。
- オ 歯周疾患継続総合診療料を算定した場合には、「P総診」の項に、10歯未満、10歯以上20歯未満、20歯以上の区分に応じ、該当する点数を記載すること。また、歯周基本治療を行わなかった場合については、「その他」欄にP総診と表示して、減算した点数を記載すること。
- カ 病院歯科共同治療管理料を算定した場合には、「病共管」の項に、病院歯科共同治療管理料(I)、病院歯科共同治療管理料(II)の区分に応じ、該当する点数を記載すること。

(23) 「投薬・注射」欄について

- ア 内服薬を投与した場合は「内」の文字を、屯服薬を投与した場合は「屯」の文字を、外用薬を投与した場合は「外」の文字を、注射を行った場合は「注」の文字を、それぞれ○で囲み、使用薬剤の点数及び単位数又は回数を記載することとするが、書ききれない場合は、合計点数のみを記載し、使用薬剤の点数及び単位数又は回数は「摘要」欄に記載しても差し支えないこと。また、皮下筋肉内注射又は静脈内注射を行った場合は、「注」欄に点数及び回数をそれぞれ記載し、他の注射を行った場合は、全体の「その他」欄に注射の種類、点数及び回数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に注射の種別、所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。

なお、注射の手技料を包括する点数を算定するに当たって、併せて当該注射に係る薬剤料を算定する場合は、「投薬・注射」欄及び「摘要」欄に同様に記載すること。

- イ 血漿成分製剤加算を算定した場合は、加算点数を点数欄に記載し、「摘要」欄に（血漿）と表示して、1回目の注射の実施日を記載すること。
- ウ 調剤料は、内服、屯服又は外用ごとに「調」の項にそれぞれ点数及び回数を記載し、「処方」の項は処方せんを交付しない場合において処方の点数及び回数を記載すること。
- エ 使用薬剤の医薬品名、規格・単位（%、mL又はmg等）及び使用量を「摘要」欄に記載すること。

ただし、届出保険医療機関については、投薬にあっては薬剤料に掲げる所定単位の、注射のうち皮下・筋肉内注射又は静脈注射であって入院中の患者以外の患者に対するものにあっては1回当たりの、それ以外の注射にあっては1日当たりの薬価がそれぞれ175円以下の場合は、使用薬剤の医薬品名・使用量等を記載する必要はないものとすること。

なお、複数の規格単位のある薬剤について最も小さい規格単位を使用する場合は、規格単位は

省略して差し支えない。

- オ 入院患者に対し退院時に投薬を行った場合には、「退院時 日分投薬」と余白に記載すること。
- カ 調剤技術基本料を算定する場合は、全体の「その他」欄に「調基」と表示して点数を記載すること。なお、院内製剤加算を算定した場合は、(院)を表示して当該加算後の点数を記載すること。
- キ 7種類以上の内服薬の投薬に係る処方せんを発行した場合は、余白に「処方せん」と表示して「処」欄にその点数及び回数を、その他の場合には、「処」欄にその点数及び回数を記載すること。
- ク 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料又は毒薬を処方又は調剤した場合は、全体の「その他」欄に点数及び回数を記載すること。
- ケ 常態として内服薬7種類以上を処方し、薬剤料を所定点数の合計の100分の90に相当する点数で算定した場合は、「摘要」欄に当該処方に係る薬剤名を区分して記載するとともに、薬剤名の下に算定点数を記載し又は算定点数から所定点数の合計を控除して得た点数を△書きにより記載し、その区分の前に(減)と表示すること。
- コ 入院時食事療養費に係る食事療養を受けている入院患者又は入院中の患者以外の患者に対してビタミン剤(ビタミンB群製剤及びビタミンC製剤に限る。)を投与した場合は、当該ビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断した趣旨を「摘要」欄に記載すること。
ただし、病名によりビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断できる場合はこの限りではない。
- サ 長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認め、必要最小限の範囲において、内服薬又は外用薬について14日を超えて投与した場合は、当該長期投与の理由を「摘要」欄に記載すること。
- シ 無菌製剤処理加算を算定した場合は、加算点数及び日数を全体の「その他」欄に記載し、無菌製剤処置加算である旨の(菌)を表示すること。
- ス 処方料又は処方せん料において、乳幼児加算を算定した場合は、それぞれの「+×」欄にその加算点数及び回数を記載すること。
- セ 薬剤情報提供料を算定した場合は、「情」の項に点数及び回数を記載することとするが、書ききれない場合は、合計点数のみを記載し、点数及び回数は「摘要」欄に記載しても差し支えないこと。
- ソ 注射に当たって特定保険医療材料を使用した場合は、(24)の二の(ウ)の例により全体の「その他」欄に記載すること。
- タ 特定疾患処方管理加算を算定した場合は、疾患名、加算点数及び回数を全体の「その他」欄に記載し、特定疾患処方管理加算である旨の(特処)と表示すること。

(24) 「X線・検査」欄について

- ア パノラマX線撮影を行った場合は「パ」の項のうちオルソパントモ型フィルムであって、15センチメートル×30センチメートルの場合は左欄に、20.3センチメートル×30.5センチメートルの場合は右欄にそれぞれ点数及び回数を記載し、全顎撮影を行った場合は「全顎」の項にフィルム使用枚数及びその合計点数を記載し、全顎撮影以外で標準型フィルムを使用して撮影を行った場合は「標」の項のうち所定点数を算定した場合は左欄に、症状の確認を行った場合は右欄にそれぞれ点数及び回数を記載すること。
- イ スタディモデルは「模」の項に点数及び回数を記載し、ブリッジにおける平行測定は、「平

測」の項のうち、支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が5歯以下の場合は上欄に、支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が6歯以上の場合は下欄に、それぞれ点数及び回数を記載すること。

ウ 電気的根管長測定検査は、「EMR」の項にそれぞれ左から単根管、2根管、3根管、4根管の順に点数及び回数を記載すること。

エ 歯内療法における細菌簡易培養検査は「S培」の項に、点数及び回数を記載すること。

オ 歯周組織検査における歯周基本検査及び歯周精密検査は、それぞれ「基本検査」欄及び「精密検査」欄のうち、左欄の上から1歯以上10歯未満、10歯以上20歯未満、20歯以上の順にそれぞれ所定点数及び回数を記載し、歯周組織検査を2回以上行った場合、2回目以後の点数はそれぞれ該当する検査欄のうち右欄に所定点数及び回数を記載すること。

なお、電子計算機の場合は、上段に歯数に応じた所定点数及び回数を、下段に2回以上行った場合の2回目以降の点数及び回数をそれぞれ記載することとして差し支えないこと。

カ カラー写真等により、歯周疾患の状態を患者に示した場合は、「写」の項に点数及び枚数を記載すること。

キ 歯周疾患継続治療診断料を算定した場合には、「P継診」の項に、点数を記載すること。

ク 「その他」欄について

(ア) 標準型以外のフィルムを使用して撮影を行った場合は、使用フィルムの種類、点数及び回数を、診断のみの場合は点数及び回数をそれぞれ記載すること。その他の画像診断については、画像診断の種類、点数及び回数を記載し、画像診断に当たって薬剤を使用した場合は、回数及び点数を記載し、「摘要」欄に薬剤名及び使用量を記載すること。

(イ) 画像診断管理加算を算定した場合は、画診加と表示し所定点数を記載すること。

(ウ) 遠隔画像診断を行った場合は、遠画診と表示し所定点数を記載すること。

(エ) 新生児又は3歳未満の乳幼児加算を算定した場合は、(ア)にかかわらず画像診断の種類、当該加算後の点数及び回数を記載すること。

(オ) 記載の欄が示されていない各種の検査は、当該欄に名称、点数及び回数を記載すること。検査に当たって薬剤を使用した場合は、回数及び点数を記載し、「摘要」欄に薬剤名及び使用量を記載すること。

(カ) デジタル映像化処理加算を算定した場合は、歯科エックス線撮影の場合は〔テ〕、歯科パノラマ断層撮影の場合は〔パデ〕と表示し、加算点数を加算した所定点数及び回数を記載すること。

(キ) 基本的エックス線診断料を算定した場合は、〔基工〕と表示し、入院日数及び点数を次の例により記載すること。

〔記載例〕

〔基工〕 (15日) 825

(ク) 「その他」欄に書ききれない等の場合は、合計点数のみを「その他」欄に記載し、それ以外は「摘要」欄に記載することとして差し支えないこと。以下「その他」欄において同様とすること。

(25) 「処置・手術」欄について

ア 普通処置は「普処」欄に点数及び回数を記載すること。

イ 歯髓覆罩のうち、直接歯髓覆罩を行った場合は「覆罩」欄の左欄に、間接歯髓覆罩を行った場

合は右欄に、それぞれ点数及び回数を記載すること。

ウ 初期齲歯小窓裂溝填塞処置は「填塞」欄に材料料を合算した点数及び回数を記載すること。

また、継続的な歯科医学的な管理に係る加算については「+ ×」の項にその加算点数及び回数を記載すること。

エ 歯冠修復物又は補綴物の除去のうち簡単なものを行った場合は「除去」欄の左欄に、困難なものを行った場合は中欄に、根管内ポストを有する铸造体の除去を行った場合は右欄に、それぞれ点数及び回数を記載すること。

オ 知覚過敏処置は「知覚過敏」欄のうち3歯までは左欄に、4歯以上は右欄にそれぞれの点数及び回数を記載すること。

カ ラバーダム防湿法を行った場合のラバーの費用は、「ラバー」欄に点数及び回数を記載すること。

キ 歯周疾患において咬合調整を行った場合は、「咬調」欄に点数及び回数を記載すること。

ク 拔髓は、「拔髓」欄にそれぞれ上から单根管、2根管、3根管以上の順に点数及び回数を記載すること。また、直接歯髓覆蓋を行った日から起算して1月以内に実施した時の減算を算定する場合は、「その他」欄に拔直と表示して、減算した点数及び回数を記載すること。

ケ 感染根管処置は「感染根処」欄に、根管貼薬処置は「根管貼薬」欄に、根管充填は「根充」欄に、それぞれ上から单根管、2根管、3根管以上の順に点数及び回数を記載すること。

コ 同時に拔髓及び根管充填を行った場合は、「拔髓即充」欄にそれぞれ上から单根管、2根管、3根管以上の順に、拔髓の所定点数及び根管充填の所定点数を合算した点数及び回数を記載すること。

サ 同時に感染根管処置と根管充填を行った場合は、「感根即充」欄にそれぞれ上から单根管、2根管、3根管以上の順に、各所定点数の合算点数及び回数を記載すること。

シ 加圧根管充填加算については、「加圧根充」欄にそれぞれ上から单根管、2根管、3根管以上の順に、加算点数及び回数を記載すること。

ス 生活歯髓切断は、「生切」の項の上欄に点数及び回数を記載すること。なお、乳歯及び永久歯の歯根完成期以前の歯髓の場合には、加算後の点数及び回数を下欄に記載すること。

セ 失活歯髓切断は、「失切」の項に点数及び回数を記載すること。

ソ 歯周基本治療におけるスケーリングは、「スケーリング」欄のうち、上欄に所定点数及び回数を記載し、同時に3分の1顎を超えて行った場合は、下欄に3分の1顎を増すごとの加算点数及び回数を記載すること。

タ 歯周疾患の処置は、「P処」欄に点数及び回数を記載すること。

チ 歯周基本治療におけるスケーリング・ルートプレーニング及び歯周ポケット搔爬（盲嚢搔爬）は、それぞれ「S R P」欄及び「P C u r」欄のうち左欄に前歯、小白歯及び大臼歯の順に所定点数及び回数を記載し、同一部位に2回以上歯周基本治療を行った場合は、2回目以後は右欄に前歯、小白歯及び大臼歯の順に所定点数及び回数を記載すること。

ツ 各種膿瘍の切開を行った場合は、「切開」欄に点数及び回数を記載すること。

テ 拔歯は「拔歯」欄のうち乳歯は「乳」欄に、前歯は「前」欄に、臼歯は「臼」欄に、難抜歯は「難」欄に、埋伏歯は「埋」欄にそれぞれ点数及び回数を記載すること。また下顎完全埋伏智歯（骨性）及び下顎水平埋伏智歯に係る加算については「+ ×」の項に、それぞれ加算点数及び回数を記載すること。

ト 歯周外科手術における歯周ポケット搔爬術は「搔爬術」欄に、新付着手術は「付着」欄に、歯

肉切除手術は「G E c t」欄に、歯肉剥離搔爬手術は「F O p」欄に、それぞれ所定点数及び回数を記載すること。

ナ 区分「I 1 0 0」又は「J 3 0 0」により特定薬剤を算定する場合には、その医薬品名、使用量、点数及び回数を「特定薬剤」欄に記載すること。

ニ 「その他」欄について

(ゲ) 処置及び手術であって該当する記載欄を設けていないもの及び該当欄に記載しきれない場合については、その処置及び手術の名称、点数及び回数を記載すること。

(イ) 診療時間以外、休日又は深夜加算を算定する処置及び手術については、その内容、点数及び回数を記載すること。なお、時間外加算の特例を算定した場合においても、その内容、点数及び回数を記載すること。

(ウ) 手術等において特定保険医療材料等を使用した場合は、以下のように記載すること。

a 手術、処置、検査等の名称は告示名又は通知名を使用する。

b 手術、処置、検査等の手技料については、必ず点数を明記する。

c 材料は商品名及び告示の名称又は通知の名称、規格又はサイズ、材料価格及び使用本数又は個数の順に手術ごとに記載すること。

なお、告示の名称又は通知の名称については（ ）書きとすること。

d 保険医療機関における購入価格によるとなっているものは、定価ではなく保険医療機関が実際に購入した価格で請求すること。

e 手術等の名称、手技の加算、薬剤、特定保険医療材料等の順に記載すること。

[記載例]

③特定保険医療材料 [商品名] ×××

(鼻孔プロテーゼ) 4 2 2 × 1

(エ) 歯科訪問診療時に切削器具使用加算を算定した場合は、エアーテーピン及びその周辺装置は（ターピン）又は（エア）と、歯科用電気エンジン及びその周辺装置は（エンジン）又は（電気）と表示し、それぞれ点数及び回数を記載すること。

なお、同日に切削器具を使用する歯冠修復又は欠損補綴を行った場合に、当該歯冠修復又は欠損補綴が主たるものであるときは「歯冠修復及び欠損補綴」の「その他」欄にのみ（ターピン）又は（エア）若しくは（エンジン）又は（電気）と記載すること。

(オ) 入院を必要とするH I V抗体陽性の患者に対して、観血的手術加算を算定した場合は、その手術の名称、加算後の点数及び回数を記載すること。

ヌ 乳幼児加算、障害者加算又は歯科訪問診療時の加算等を算定する処置及び手術を行った場合は、該当する記載欄に加算後の点数及び回数を記載すること。

なお、当月中に5歳の誕生日を迎える、加算を適用した点数と加算を適用しない点数を算定した場合は、記載欄には加算した点数及び回数を記載し、加算しない点数及び回数を「その他」欄に名称を付して記載することとしても差し支えないこと。以下、当月中に5歳の誕生日を迎えた場合について同様とすること。

ネ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（M R S A）感染症患者等に対する加算を算定した場合は（感）と、内視鏡下加算を算定した場合は（内）と記載し、加算後の点数及び回数を記載すること。

(26) 「麻酔」欄について

ア 伝達麻酔は「伝麻」欄に、浸潤麻酔又は圧迫麻酔は「浸麻」欄に、それぞれ点数及び回数を記

載すること。

- イ 吸入鎮静法を算定した場合は、「I S」欄に点数及び回数等を記載すること。
ウ 未熟児加算、新生児加算、乳児加算、幼児（1歳以上3歳未満）加算、乳幼児（5歳未満）加算又は障害者加算等を算定する麻酔を行った場合は、該当する記載欄に加算後の点数及び回数を記載すること。

エ 「その他」欄について

- (ア) 区分「K 1 0 0」により麻酔薬剤を請求する場合はその医薬品名、点数及び回数を記載すること。

- (イ) 吸入鎮静法については、使用麻酔薬名、使用量及び点数を記載すること。

なお、使用した酸素又は窒素の費用を請求する場合は、地方社会保険事務局長に届け出た購入単価（単位 錢）（酸素のみ）及び当該請求に係る使用量（単位 リットル）を記載すること。また、酸素の費用に係る請求については、Ⅱの第3の2(8)のイのgと同様とする。

- (ウ) 伝達麻酔、浸潤麻酔、圧迫麻酔等以外の医科点数表の取扱いによる麻酔については、その麻酔名、点数、回数及び使用麻酔薬名、使用量、点数を記載すること。

- (エ) 診療時間以外、休日又は深夜加算等を算定する麻酔料については、その内容、点数及び回数を記載すること。

なお、時間外加算の特例を算定した場合も同様に、その内容、点数及び回数を記載すること。

(フ) 「歯冠修復及び欠損補綴」欄について

- ア 各欄に点数を記載する場合、技術料、材料料及び装着料を合算した点数（乳幼児加算、障害者加算又は歯科訪問診療時の加算等を算定した場合は、当該加算点数を更に合算した点数）及び回数を記載すること。ただし、充填については、技術料と充填材料料を別欄に記載すること。

なお、装着材料料については「装着材料」欄に、人工歯料については「人工歯」欄に点数及び回数を記載すること。

- イ 補綴時診断料は「補診」欄に点数を記載すること。

なお、有床義歯又はブリッジの製作による加算を行った場合は、「+」欄にその加算点数を記載すること。

- ウ 補綴物維持管理料については、「維持管理」欄の左から単冠、支台歯及びポンティック（ダミー）の数の合計が5歯以下のブリッジ、支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が6歯以上のブリッジの順にそれぞれ所定点数及び回数を記載すること。

エ 「印象」欄について

印象採得を行った場合は、それぞれの所定点数ごとに点数及び回数を記載すること。

- オ 咬合採得を行った場合は、「咬合」欄にそれぞれの所定点数ごとに点数及び回数を記載すること。

- カ 仮床試適及びワンピースキャストブリッジの試適を行った場合は、「試適」欄にそれぞれの所定点数ごとに点数及び回数を記載すること。

キ 「歯冠形成」欄について

- (ア) 生活歯歯冠形成については、「(生活)」の項のうち、前装铸造冠及び前歯部の4分の3冠の場合は「前鋲ジ」の項の上欄に、他の铸造冠及びジャケット冠の場合は「前鋲ジ」の項の下欄に、乳歯冠の場合は「乳」の項に、帯環金属冠の場合は「帯」の項に、それぞれ点数及び回数を記載すること。

(イ) 失活歯歯冠形成については、「(失活)」の項のうち、前装铸造冠及び前歯部の4分の3冠の場合は「前鋲ジ」の項の上欄に、その他の铸造冠及びジャケット冠の場合は「前鋲ジ」の項の下欄に、乳歯冠の場合は「乳」の項に、帶環金属冠の場合は「帶」の項に、それぞれ点数及び回数を記載すること。また、前装铸造冠、铸造冠及びジャケット冠の場合において、メタルコアにより支台築造した歯に対するものの加算については「+ ×」の項にその加算点数及び回数を記載すること。

(ウ) 根面形成については、「(根面)」の項に、点数及び回数を記載すること。

(エ) 窩洞形成については、「(窩洞)」の項のうち、単純なものは上欄に、複雑なものは下欄に、それぞれ点数及び回数を記載すること。

(オ) 齒蝕歯即時充填形成を行った場合は、「充形」の項に点数及び回数を記載すること。

また、継続的な歯科医学的な管理に係る加算については、「+ ×」の項にその加算点数及び回数を記載すること。

(カ) 齒蝕歯インレー修復形成を行った場合は、「修形」の項に点数及び回数を記載すること。

ク 「充填」欄について

(ア) 充填に係る技術料（エナメルエッティング法加算、エナメルポンディング法加算及び金属小釘を除く。）については単純なものは上欄に、複雑なものは下欄に、それぞれ点数及び回数を記載すること。

(イ) 充填に際して使用した材料の名称又はその略称、充填材料の点数及び回数を「充填材料」欄に単純なものについて上欄に、複雑なものについて下欄に記載すること。

(ウ) 上記(イ)の略称は、次によること。

銀錫アマルガム	「ア」
歯科充填用材料Ⅰ	「光」
歯科充填用材料Ⅱ	「グ・複」
歯科充填用材料Ⅲ	「その他」

(エ) エナメルエッティング法及びエナメルポンディング法加算については、「EE」欄に加算点数及び回数を記載すること。

ケ 充填物の研磨を行った場合は、「研磨」欄に点数及び回数を記載すること。

コ 「支台築造」欄について

(ア) 支台築造のうちメタルコアを行った場合は、大臼歯については「メタル」の項の上欄に、小白歯及び前歯については「メタル」の項の下欄にそれぞれ点数及び回数を記載すること。

(イ) 他の支台築造を行った場合は、大臼歯については「その他」の項の上欄に、小白歯及び前歯については「その他」の項の下欄にそれぞれ点数及び回数を記載すること。

サ 「リティナー」欄について

リティナー欄については、支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が5歯以下の場合は上欄に、支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が6歯以上の場合は下欄に、それぞれ点数及び回数を記載すること。

シ 「铸造歯冠修復」欄について

(ア) 金位14カラット合金については、「14K」欄の左からインレーの複雑なもの及び4分の3冠の順に点数及び回数を記載すること。大臼歯の金銀パラジウム合金、铸造用ニッケルクロム合金及び銀合金については、「バ大前」、「二大前」及び「銀大前」欄の左からインレーの単純なもの、インレーの複雑なもの、5分の4冠及び全部铸造冠の順に点数及び回数を記載すること。

と。大臼歯以外の金銀パラジウム合金、鋳造用ニッケルクロム合金及び銀合金については、「パ小前」、「二小前」及び「銀小前」欄の左からインレーの単純なもの、インレーの複雑なもの、前歯部の4分の3冠、臼歯の5分の4冠及び全部鋳造冠の順に点数及び回数を記載すること。

- (イ) 可動性連結装置を行った場合は、当該装置を装着した歯牙に対する鋳造歯冠修復の記入欄に、(ア)とは別に点数及び回数を記載すること。
- (ウ) 装着材料料については、「装着材料」欄に点数及び回数を記載すること。

ス 「前装冠」欄について

前装鋳造冠については「前装冠」欄のうち、金銀パラジウム合金は「パ」の項に、ニッケルクロム合金は「二」の項に、銀合金は「銀」の項に、それぞれ点数及び回数を記載すること。

セ 「金属冠」欄について

帯環金属冠については、「金属冠」欄のうち、金銀パラジウム合金の瞬面圧印冠は「圧」の項に、瞬面鋳造冠及び充実冠は「鋳」の項に、それぞれ大臼歯の場合は「大」の項に小白歯の場合は「小」の項に点数及び回数を記載し、その他の合金冠は「圧鋳他」の項に、点数及び回数を記載すること。

ソ 「継続歯」欄のうち、金位14カラット合金については「14K」の項に、金銀パラジウム合金については「パ」の項に、鋳造用ニッケルクロム合金については「二」の項に、銀合金、陶歯冠及びレジン冠は「銀」の項に、それぞれ点数及び回数を記載すること。

タ 「仮」欄について

ワンピースキャストブリッジの仮着については、支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が5歯以下の場合は左欄に、支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が6歯以上の場合は右欄に、それぞれ点数及び回数を記載すること。

チ 「乳」欄、「ジ」欄及び「硬ジ」欄について

- (ア) 乳歯金属冠を行った場合は、「乳」欄に点数及び回数を記載すること。
- (イ) ジャケット冠については、「ジ」欄に人工歯料を除いた点数及び回数を記載すること。
- (ウ) 硬質レジンジャケット冠については、「硬ジ」欄に左から光重合硬質レジンのもの、加熱重合硬質レジンのものの順にそれぞれ点数及び回数を記載すること。

ツ 「ポンティック」欄について

(ア) 鋳造ポンティック（ダミー）については「鋳造」の欄のうち、金銀パラジウム合金の大臼歯については「パ大」の項に、金銀パラジウム合金の小白歯については「パ小」の項に、鋳造用ニッケルクロム合金については「二」の項に、銀合金については「銀」の項に、それぞれ点数及び回数を記載すること。

(イ) 裏装ポンティック（ダミー）については、「裏装」の欄のうち、金銀パラジウム合金の前歯については「パ前」の項に、金銀パラジウム合金の小白歯については「パ小」の項に、金位14カラット合金については「14K」の項に、その他の合金及び金属裏装を行わない場合については「他」の項に、それぞれ人工歯料を除いた点数及び回数を記載すること。

(ウ) 前装鋳造ポンティック（ダミー）については「前装」欄のうち、金銀パラジウム合金については「パ」の項に、鋳造用ニッケルクロム合金については「二」の項に、銀合金については「銀」の項に、それぞれ点数及び回数を記載すること。

テ 「装着」欄について

ブリッジを装着した場合及び脱離又は修理したブリッジを再装着した場合の装着料については

「装着」欄のうち、その他のブリッジについては上欄に、ワンピースキャストブリッジについては支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が5歯以下の場合は中欄に、支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が6歯以上の場合は下欄に、それぞれ点数及び回数を記載すること。

ト 「再装着」欄について

歯冠修復物又はブリッジの支台装着物の再装着を行った場合は、点数及び回数を記載すること。

ナ 「有床義歯」欄について

有床義歯については、該当する項に点数及び床数を記載すること。

ニ 「床裏装」欄について

有床義歯床裏装を行った場合については該当する項に点数及び床数を記載すること。

ヌ 「床修理」欄について

有床義歯の修理を行った場合は、1～8歯欠損の場合は上欄に、9～14歯の場合は中欄に、総義歯の場合は下欄にそれぞれ点数及び回数を記載すること。

ネ 「人工歯」欄について

人工歯料については、点数及び回数を記載すること。なお、電子計算機の場合、「人工歯」欄の記載に当たっては、上欄左から右へ、書ききれないときは中欄及び下欄へ順次、点数及び回数を記載すること。

ノ 「バー」欄について

鋳造バーについては「鋸」欄のうち、金銀パラジウム合金については「パ」の項に、鋳造用ニッケルクロム合金又は鋳造用コバルトクロム合金については「二」の項にそれぞれ点数及び回数を記載すること。屈曲バーについては「屈曲」欄のうち、パラタルバーについては「パ上」の項に、屈曲バーのリンガルバーについては「下」の項に、不銹鋼及び特殊鋼による屈曲バーについては「不特」の項に、保持装置を使用した場合は「保」の項に、それぞれ点数及び回数を記載すること。

ハ 「鋳造鉤」欄について

(ア) 14カラット金合金による鋳造鉤については「14K」欄に、金銀パラジウム合金については「パ」欄に、それぞれ点数及び回数を記載すること。

(イ) 上から順に、双歯鉤の大・小白歯、犬歯・小白歯、両翼鉤（レストつき）の大臼歯、犬歯・小白歯、前歯（切歯）を記載すること。

(ウ) 鋳造用ニッケルクロム合金又は鋳造用コバルトクロム合金については「二」欄に点数及び回数を記載すること。

(エ) 前(ウ)の場合の「二」欄は、双歯鉤は上欄に記載し、下欄には両翼鉤（レストつき）を記載すること。

ヒ 「線鉤」の欄について

(ア) 14カラット金合金については「14K」欄に、不銹鋼及び特殊鋼については「不・特」欄にそれぞれ点数及び回数を記載すること。

(イ) (ア)の場合の「14K」欄は、双歯鉤は上欄に記載し、下欄には両翼鉤（レストつき）を記載すること。

(ウ) (ア)の場合の「不・特」欄は、左欄の上欄に双歯鉤、下欄に両翼鉤（レストつき）を記載し、右欄の上欄に両翼鉤（レストなし）、下欄にフック、スパーを記載すること。

フ 「修理」欄について

有床義歯修理及び有床義歯床裏装以外の修理を行った場合は、点数及び回数を記載すること。